

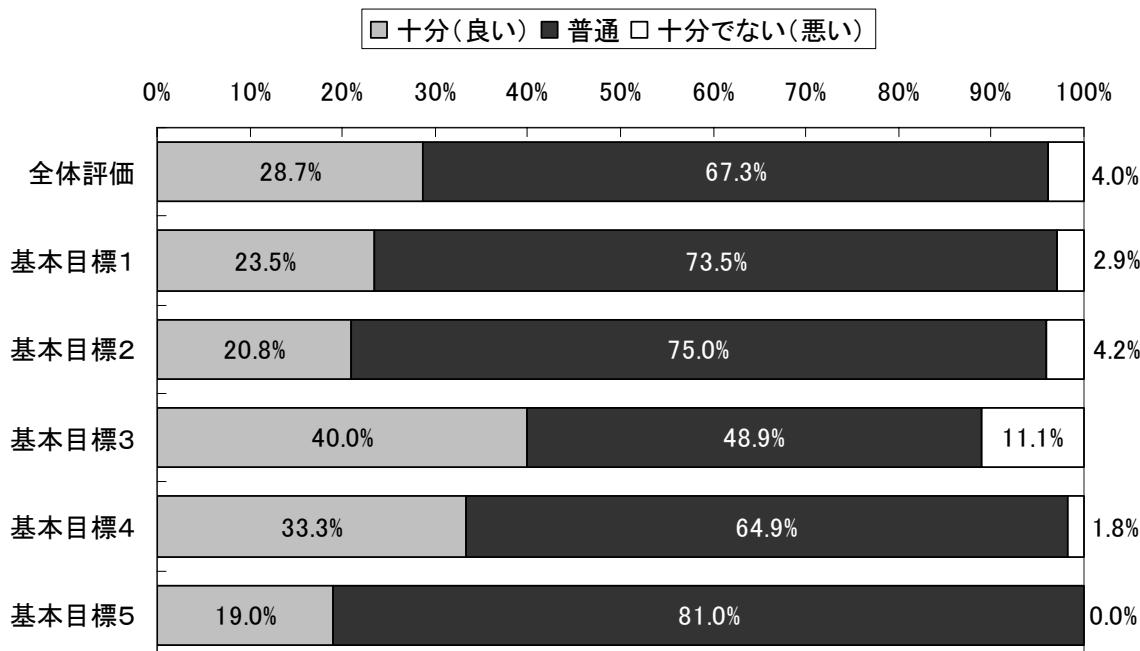
第3章 子育て施策の状況

1 子育て施策の状況

1－1 前期計画の進捗状況と評価

前期計画で掲載されている各種事業の進捗評価（担当課の自己評価）は以下のとおりです。全体評価に比べて、十分との評価割合が高かったものは、基本目標3の次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備と基本目標4の安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援でした。

一方、全体評価に比べて、十分でないと評価割合が高かったものも、基本目標3の次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備でした。不十分な事業の内容としては、「公共施設の活用」では読書スペースの確保の困難、「こどもエコクラブ活動に対する支援・協力」では登録団体の伸びなやみが上げられています。その他、利用者や利用件数等の低調化などがあります。代替案の検討や事業周知の徹底が望まれています。



基本目標1：地域で支える子育ての支援

基本目標2：母子保健施策の充実

基本目標3：次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備

基本目標4：安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援

基本目標5：要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

1－2 数値目標の達成状況

病後児保育、一時保育事業、地域子育て支援拠点事業以外は、すべて平成20年度において、平成21年度目標を達成しています。ほぼ計画どおり、保育・子育て支援事業は進捗しています。

①通常保育事業

保護者が日中、就労や疾病等により、家庭において児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所で保育を実施する事業です。

前期計画						備考
指標	単位	H17	H18	H19	H20	
児童数	人	3,598	3,598	3,638	3,719	3,636
市内認可保育所数	箇所	34	34	35	35	35 各年度4月1日現在の数 合併による増加。
目標に対する達成率						
指標		H17	H18	H19	H20	
児童数		99.0%	99.0%	100.1%	102.3%	
市内認可保育所数		97.1%	97.1%	100.0%	100.0%	

②延長保育事業

保育所において、11時間の開所時間の前後において、さらに時間を延長して行う保育事業です。

前期計画						備考
指標	単位	H17	H18	H19	H20	
児童数	人	550	580	630	640	630 利用定員
実施箇所数	箇所	18	20	22	22	22 送迎保育ステーションを含む。
目標に対する達成率						
指標		H17	H18	H19	H20	
児童数		87.3%	92.1%	100.0%	101.6%	
実施箇所数		81.8%	90.9%	100.0%	100.0%	

③休日保育事業

日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない児童を保育所で保育を行う事業です。

前期計画						備考
指標	単位	H17	H18	H19	H20	
児童数	人	40	40	40	40	40 利用定員
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
目標に対する達成率						
指標		H17	H18	H19	H20	
児童数		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
実施箇所数		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

④放課後児童健全育成事業

保護者が日中、就労等のために家庭にいない主に小学校3年生までの児童について、児童クラブ、学童クラブにおいて預かり、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

前期計画						備考
指標	単位	H17	H18	H19	H20	
児童数（定員）	人	1,280	1,295	1,365	1,430	1,360 年度当初
実施箇所数	箇所	32	32	34	35	34

目標に対する達成率				
指標	H17	H18	H19	H20
児童数（定員）	94.1%	95.2%	100.4%	105.1%
実施箇所数	94.1%	94.1%	100.0%	102.9%

⑤乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）《施設型》

疾病回復期にあるおおむね10歳未満の児童で、保護者の就労等の理由により、家庭での保育に支障がある場合、一時的に預かる事業です。施設型は保育所・病院等に付設された専用スペース等を使用するものです。

前期計画						備考
指標	単位	H17	H18	H19	H20	
児童数（定員）	人	0	0	4	4	8 利用定員
実施箇所数	箇所	0	0	1	1	2

目標に対する達成率				
指標	H17	H18	H19	H20
児童数（定員）	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
実施箇所数	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気による入院等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において短期間（最長2週間程度）児童を入所により預かる事業です。

前期計画						備考
指標	単位	H17	H18	H19	H20	
実施箇所数	箇所	5	6	7	7	7

目標に対する達成率				
指標	H17	H18	H19	H20
実施箇所数	71.4%	85.7%	100.0%	100.0%

⑦一時保育事業

普段家庭において児童を保育している保護者が、急病や育児疲れの場合などに、一時的に保育所で日中の保育を行う事業です。

前期計画						備考
指標	単位	H17	H18	H19	H20	
児童数	人	54	54	60	60	67 利用定員
実施箇所数	所	7	7	8	8	10

目標に対する達成率				
指標	H17	H18	H19	H20
児童数	80.6%	80.6%	89.6%	89.6%
実施箇所数	70.0%	70.0%	80.0%	80.0%

⑧地域子育て支援拠点事業

子育て不安に対する相談・指導や子育て情報の提供、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業です。平成19年度からは「地域子育て支援センター事業」と「つどいの広場事業」が統合され、地域子育て支援拠点事業となりました。

前期計画						備考
指標	単位	H17	H18	H19	H20	
実施箇所数	所	7	7	9	11	13

目標に対する達成率				
指標	H17	H18	H19	H20
実施箇所数	53.8%	53.8%	69.2%	84.6%

⑨ファミリーサポートセンター事業

「子育てのお手伝いをしてほしい方」と「子育てのお手伝いができる方」が会員となり、育児の相互援助活動を行う事業で、社会福祉協議会に委託して実施しています。

前期計画						備考
指標	単位	H17	H18	H19	H20	
実施箇所数	所	0	0	0	1	1

目標に対する達成率				
指標	H17	H18	H19	H20
実施箇所数	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

2 前期計画の取組成果と今後の課題

2-1 地域で支える子育ての支援

○子育て支援サービスの整備は、放課後児童健全育成事業、ショートステイ事業、病後児保育、一時保育事業とも平成21年度の目標事業量に向けて整備を進め、サービス基盤の充実を図ってきました。今後とも児童数や利用ニーズを考慮しながら、地域の実情にあったサービス基盤整備を進めていく必要があります。

○相談・情報提供による支援は、こども課及び健康づくり課（母子健康センター他3センター）を中心に充実を図っています。また、地域子育て支援拠点事業の拠点は平成20年度現在で11箇所（達成率85%）となっておりますが、今後はおおむね中学校区に1箇所（17箇所）の支援拠点の早期整備を進めていく必要があります。今後とも出産・育児不安の軽減、相談ニーズの増加に対応すべく、拠点の整備と相談体制の充実が求められています。

○多様な保育サービスの整備は、通常保育に加えて、延長保育事業、休日保育事業とも、平成21年度の目標事業量達成に向けて整備を進め、サービス基盤の充実を図ってきました。駅前保育施設も開設しており、今後とも児童数や利用ニーズを考慮しながら、地域の実情にあったサービス基盤整備を進めていく必要があります。

○保育サービスの資質向上に関しては、研修会等への参加に努め、各種媒体を活用し、情報提供を進みました。引き続きサービス基盤の整備と併せて、サービスの質の向上に向け、人材育成や評価システムの構築が求められています。

○保育待機児童数は、平成21年度で4人となっており、横ばいの状況です。今後とも児童数や利用ニーズを考慮しながら、保育待機児童解消に向け、地域の実情にあったサービス基盤整備を進めていく必要があります。

○平成20年度から実施しているファミリーサポートセンター事業については、市民への周知に努め、会員の拡大を図る必要があります。

2-2 母子保健施策について

○妊産婦及び乳幼児の健康保持増進を図るため、各種健診、出産・子育てに関する各種教室やセミナー等を実施してきました。今後も育児不安の解消や相談支援体制の整備等、充実を図る必要があります。

○休日・夜間急患診療所の医療体制のさらなる充実を図っていきます。

○乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着等を図るため、発達段階に応じた食に関する学習機会や情報を提供しています。今後とも家庭、学校・保育所等、地域との連携が求められています。

○喫煙を含む思春期保健対策は、保健体育課を中心に学校を通じての知識の普及・啓発・指導の充実を図っています。今後とも情報提供、相談体制の充実を図る必要があります。

2－3 次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備について

○確かな学力（知・徳・体）の育成を目指し、学校教育を推進しています。

○学習・交流機会の充実を図っています。社会全体での家庭教育の支援が求められています。

○地域・家庭の教育力について、家庭教育支援事業を各学校で実施し、学習機会を提供しています。少子化や地域のつながりの希薄化等の中、子育て家庭への情報提供や学習・活動機会の充実が求められています。

○子どもを取り巻く有害環境について、受動喫煙防止対策、チラシやシールの撤去等を実施しています。インターネット等のメディア上の有害情報やいじめが懸念される中、子どもを守るための取組が求められています。

○児童の健全育成について、市内には9箇所の児童館があり、親子の遊び場や子育てサークルの活動の場として利用されています。地域生活において、遊びを通じた仲間関係の形成、社会性の発達形成等を養うため、様々な体験活動や交流活動を行う機会づくりが求められています。

2－4 安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援について

○安心・安全な遊び場の提供に向けて、公園のメンテナンス等に努めてきました。まちのバリアフリー、子育てバリアフリー情報の提供、安心・安全な居場所づくりが求められています。

○経済的負担の軽減は、就学前児童の親の支援ニーズで最も高いものであり、保育所保育料の軽減及び減免、学童保育料の減免、児童生徒就学援助など、経済的負担の軽減に努めています。今後とも事業継続が求められています。

○職場優先の意識や固定的な役割分担意識の是正のため広報・啓発を進めるとともに、育児・介護休業制度等関連制度の普及・啓発を図ってきました。仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境づくりの促進が求められています。

○地域・学校等と連携し、児童生徒の交通安全、防犯体制が求められています。

○ハートフル学級など、人権に対する正しい知識の普及啓発に努めています。子どもの権利に関する周知・理解を進めていく必要があります。

2－5 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進について

- 平成18年度に熊谷市要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の早期発見・早期対応に努めています。
 - 家庭環境、非行及びドメスティック・バイオレンス（DV）※の相談を実施しています。関連機関との連携を図りながら、相談体制を充実していく必要があります。
 - 母子家庭等に、医療費給付、母子寡婦福祉資金貸付等を実施しています。ひとり親家庭等への自立・就業の支援を実施していく必要があります。
 - 特別支援教育の充実のため、家庭児童相談やあかしあ育成園での各種相談等を実施しています。保健・医療・教育・福祉等が連携して、乳幼児期から社会人までの継続的な支援・相談体制が求められています。
- ※ ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力で、身体的・精神的・性的暴力などがあります。

